# 照 会 書

令和5年2月17日

 $\mp 107 - 0062$ 

東京都港区南青山2丁目2番15号

ウィン青山BIZ+

GFA株式会社

代表取締役 片田 朋希 殿

 $\mp$  0 6 0 - 0 0 0 4

札幌市中央区北4条西12丁目1番55ほくろうビル3階 内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

> 理事長 松 久 三 四 彦 TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

#### 第1 はじめに

私ども特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道(通称ホクネット)(以下「当法人」といいます。)は、研究者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの消費者問題に関する専門家によって構成され、消費者被害の防止を目的として、消費者問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等の活動を行っています。当法人の詳細は、当法人のホームページ[URL:http://www.e-hocnet.info/]をご参照ください。

当法人は、平成22年2月25日から、「消費者契約法」に基づき、内閣総理大臣 からの認定を受け、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対して差止請求訴訟を 提訴する差止請求関係業務を行う「適格消費者団体」としての活動を行っています。

さらに、当法人は、令和3年10月20日から、「消費者の財産的被害の集団的な

回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(以下「特例法」といいます。) に基づき、内閣総理大臣からの認定を受け、共通の原因で多数の消費者に生じた財産的被害に関して集団的被害回復手続を実施する被害回復関係業務を行う「特定適格消費者団体」としての活動を行っています。

消費者契約法に基づく差止請求訴訟や特例法に基づく集団的被害回復手続(共通 義務確認訴訟・簡易確定手続等)の概要に関して、消費者庁作成の広報用のパンフ レットを本書に同封いたしましたのでご覧ください。

### 第2 照会の経緯

- 1 当法人では、令和4年6月30日付けで、株式会社ヴィエリス(以下「ヴィエリス」といいます。)に対して、特定商取引法48条の定める解除又は同法49条の定める中途解約によって生じる精算金額を消費者に速やかに返還することを求めるとともに、返還の実施状況の周知措置、個別通知及び当法人への報告を申入れておりました。
- 2 当法人からの申入れに対して、ヴィエリスは、令和4年7月20日付け回答書において、支援企業との間で基本合意の締結に至り、基本合意に伴う調達資金を運転資金に充当することで消費者への返金等を適時、適正化して、事業の再建に努めると表明するにとどまり、当法人の申入れには応じていただけませんでした。
- 3 その中で、令和4年9月28日付け貴社公表に係る「株式会社ヴィエリスからの一部事業譲受及び新たな事業の開始に関するお知らせ」(以下「お知らせ」といいます。)において、①貴社が(正確な時期が当法人には不明ですが令和4年6月頃までに)ヴィエリスから総額3億4900万円に及ぶ「割賦債権」の債権譲渡の譲受をされました。この「割賦債権」は、ヴィエリスと消費者の間でのエスティックサービス契約に基づき消費者を債務者とする割賦代金債権のことと推察いたします。

- ②そのうえで、貴社はヴィエリスから令和4年10月1日付けで7億700 0万円の譲渡価額で貴社の「キレイモ」店舗のうち首都圏や地方中核都市を中 心とした28店舗について事業譲渡の形式で代物弁済を受けられました。
- 4 ただ、消費者から当法人に寄せられた情報提供では、消費者としても、特定商取引法48条の定める解除 (クーリング・オフ) 又は同法49条の定める中途解約の相手方や精算金の請求先がヴィエリスか貴社なのか迷われている内容のものがありました。当法人としても、特定適格消費者団体として特例法に基づき共通義務確認訴訟の被告や事前協議の申入れ先を特定する必要があります。前記のとおり、貴社はヴィエリスから消費者に対する割賦代金債権の債権譲渡を受けられております。また「お知らせ」では、「本事業譲受では法人を取得しないため法的に負債を引継ぐ必要性はございませんが」としつつも、「当社が負担することで事業運営が円滑に進む場合、負債として引継ぐ金額は増える可能性があります。」と記載されており、負債の引継ぎを想定されているように読める文言があります。さらに、「お知らせ」では、代物弁済として事業譲渡がなされた事業譲受部門【28店舗】の資産、負債の項目及び金額として、「負債」の欄に「未払金」として5000万円が計上されており、何らかの債務の引継ぎが想定されています。
- 5 事業譲渡によって、譲受人が譲渡人の資産・債務・契約上の地位等のうちどの部分を承継されるかは、事業譲渡契約(本件では代物弁済契約)によって決まると解されており、貴社に対して事業譲渡の内容について前記4のとおり特定適格消費者団体として照会する必要があります。

# 第3 貴社に対する照会事項

そこで、貴社に対して、以下の各点について照会いたします。

1 貴社とGFA株式会社との間の事業譲渡契約(代物弁済契約)において、回答日現在までにエスティックサービス契約を締結した消費者及び「KIREIMO」

の店舗で施術を受けた消費者と貴社やGFA株式会社の契約関係及び権利義務 関係の定めを照会します。

2 回答日現在までにエスティックサービス契約を締結した消費者及び「KIREIMO」の店舗で施術を受けた消費者との関係で、不当利得の受益者は 貴社とヴィエリスのいずれですか。

# 第4 回答の期限など

以上の照会に対する回答を、令和5年3月16日までに、書面にて、当法人事務 所までご送付ください。

また、貴社からのご回答の有無及びご回答の内容は、当法人の活動目的のために ホームページ等にて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

謹白